

多賀城市公民館及び多賀城市民会館管理運営要綱に係る運用まとめ

※色付き部分が管理運営要綱の規定によるもの

1 使用許可申請書の提出期間

(1) 公民館

区分		期間
基本		前3月～前3日
特例	ア 市が主催する行事 イ 次のいずれかに該当する行事であって、開催準備のために前3月より前の使用許可が必要と認められるもの (ア) 市民会館の大ホール、小ホール又は展示室と併せて中央公民館を使用する行事 (イ) 別表第1に掲げる団体が行う行事 ウ 主催指定管理行事	前1年～前3日
	使用初日の前3日を経過した場合であって、公民館の管理運営上支障がないとき。	前2日～当日

※ 主催指定管理行事には、市民スポーツクラブが行う各種スクールなど、指定管理業務外の自主事業は含まない。以下同じ。

※ 色付き部分は、直営の山王地区公民館に適用される。中央公民館及び大代地区公民館で同様の取扱いとするかどうかは、公民館管理規則第15条第2項の規定により読み替えられた同規則第5条ただし書の規定により、各指定管理者が定めることになる。

(2) 市民会館

区分		期間
基本		前12月～前7日
特例	市が主催する行事又は主催指定管理行事に使用する場合	前24月～
	開催準備のために前12月より前の使用許可が必要と認められる行事に使用する場合（上段の場合を除く。）	前24月～
	大ホール、小ホール又は展示室の使用を伴わずに、それら以外の各室又は設備器具を使用する場合（上2段の場合を除く。）	前3月～前7日 【短縮】
使用初日の前7日を経過した場合であって、市民会館の管理運営上支障がないとき。		～当日

※ 色付き部分は、直営の場合に適用される。指定管理者が管理する場合に同様の取扱いとするかどうかは、市民会館条例施行規則第17条第2項の規定により読み替えられた同規則第5条ただし書の規定により、指定管理者が定めることになる。

2 使用料及び利用料金の減免

(1) 公民館

区分	割合
市が主催する行事（主催指定管理行事を含む。）に使用するとき。	10割
次のいずれかの行事に使用するとき。 ア 市が共催する行事 イ 国、県その他官公庁が主催する行事 ウ 上記ア・イに準じるものと教育長が認める行事	5割
別表第1に掲げる団体が総会、役員会、研修会等の行事に使用するとき。	10割
別表第1の「1 連合会等」に掲げる団体に加入し、又は当該団体を構成する団体が、その事業のために使用するとき。	5割

※ 減免割合は、直営の山王地区公民館に適用される。中央公民館及び大代地区公民館で同様の取扱いとするかどうかは、公民館条例第13条第5項の規定により、各指定管理者が定めることになる。

(2) 市民会館

区分	割合	
市が主催する行事（主催指定管理行事を含む。）に使用するとき。	10割	
次のいずれかの行事に使用するとき。 ア 市が共催する行事 イ 国、県その他官公庁が主催する行事 ウ 上記ア・イに準じるものと教育長が認める行事	5割	
別表1に掲げる団体	展示室を使用するとき。	10割
	総会、役員会、研修会等の行事に使用するとき（上段の場合を除く。）	5割
別表第1の「1 連合会等」に掲げる団体に加入し、又は当該団体を構成する団体	展示室、リハーサル室又は第1練習室から第3練習室までの各室を使用するとき。	5割
	その事業のために使用するとき（上段の場合を除く。）	5割
小ホールホワイエを書画等の展示を目的として使用する場合であつて教育長（指定管理者）が特に認めたとき。	10割	

※ 2段目ア～ウは、直営の場合に適用される。指定管理者が管理する場合に同様の取扱いとするかどうかは、市民会館条例施行規則第19条第1項第7号の規定により指定管理者が定めることになる。

※ 減免の割合は、直営の場合に適用される。指定管理者が管理する場合に同様の取扱いとするかどうかは、市民会館条例第11条第5項の規定により指定管理者が定めることになる。

3 社会教育関係団体登録

(1) 登録可能団体

- ア 別表第1の「1 連合会等」に加入し、又は当該団体を構成する団体
- イ 市内に所在する社会福祉法人又は多賀城市社会福祉協議会が助成する団体
- ウ 次のいずれにも該当する団体
 - (ア) 5名以上の自主グループであること。
 - (イ) 構成員の半数以上が市内に居住していること。
 - (ウ) 活動内容が社会教育に関係するものであること。

(2) 登録申請書の添付書類

- ア 社会教育関係団体登録調査票
- イ 会則
- ウ 会員名簿
- エ 収支予算書
- オ その他教育長が必要と認める書類

(3) 有効期限

有効期間の開始日が属する年度の末日

別表第1

1 連合会等

- (1) 多賀城市子ども会育成連合会
- (2) 多賀城市芸術文化協会
- (3) 多賀城市父母教師会連合会
- (4) 多賀城市防犯協会連合会
- (5) 多賀城市婦人会連合会
- (6) 多賀城市体育協会
- (7) 多賀城市シニアクラブ連合会
- (8) 多賀城市婦人防火クラブ連合会
- (9) 塩釜地区交通安全協会多賀城市連合支部

2 個別団体

- (1) 多賀城太鼓保存会
- (2) 多賀城鹿踊保存会
- (3) 多賀城市民生委員児童委員協議会
- (4) 多賀城市ボランティア連絡会
- (5) 多賀城市国際交流協会
- (6) 市内の町内会、自治会及びこれらに類する団体
- (7) 青少年健全育成多賀城市民会議
- (8) 多賀城市社会福祉協議会
- (9) 大伴家持顕彰会
- (10) 生涯学習100年構想実践委員会
- (11) 史都多賀城万葉まつり実行委員会
- (12) 多賀城市民スポーツクラブ